

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会規程

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則第9条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 外部評価委員会は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室が行う業務について、単年度毎の実績に関する評価を行う。

(組織)

第3条 外部評価委員会の委員は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学の役員並びに職員以外の学識経験者から、センター長が委嘱し、組織する。

(委員長)

第4条 外部評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第6条 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

(会議の成立等)

第7条 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 外部評価委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。